

(証券コード9476)
2020年11月30日

株主各位

東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2
株式会社中央経済社ホールディングス
代表取締役社長 山本憲央

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り会場へのご来場を見合わせていただき、書面による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権の行使につきましては、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月17日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月18日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
 2. 場 所 東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2
中央経済社ビル 6階 講堂
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第83期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第83期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

本年は、ご出席の株主様へのお土産の配布を取り止めるとともに、株主懇談会及び刊行図書の展示等を中止させていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染防止の対応について＞

当社では、本株主総会にご出席される株主様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染防止に向けて以下の対応を実施させていただきます。株主の皆様におかれましては、事情ご賢察のうえ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔株主の皆様へのお願い〕

- ・感染拡大の状況並びにご健康状態に十分ご留意のうえ、本年はご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り郵送にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は、本年はご出席をお控えいただくことを強くお勧めいたします。これらに該当しない方でも、ご心配ご不安のある方は、ご無理をなさらずにご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他感染が疑われる方は、ご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。感染防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
- ・議事進行を例年より簡素化するなど、所要時間の短縮に取り組みますので、ご協力をお願い申し上げます。
- ・ご出席される株主様は、マスクの持参・着用、検温及びアルコール消毒へのご協力をお願い申し上げます。ご協力いただけない場合には、ご入場をお断りすることがございます。

なお、本年は株主様へのお土産の配布を取り止めるとともに、株主懇談会及び刊行図書の展示等を中止させていただきます。何卒ご理解ください。

〔当社の対応について〕

- ・会場内は座席間隔をとった配置とさせていただきますので、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。状況によりましては、ご入場をお断りする場合がございます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・受付及び会場入口にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・受付付近で検温を実施いたします。発熱もしくは咳の症状がある株主様、体調不良と思われる株主様には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、また当日までの感染拡大の状況や政府等の要請内容によりご案内している内容を変更する場合には、当社ウェブサイト (<http://www.chuokezai.co.jp/>) に掲載させていただきますので、事前にご確認くださいようお願い申し上げます。

事業報告

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2019年10月以降の消費税引き上げや自然災害に伴う個人消費の落ち込みに加え、2020年に入ってから新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動が大きく制限され、さらに海外渡航者の入国制限によるインバウンド消費の消失など極めて厳しい状況が続いたことなどにより、景気の先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの事業領域であります出版業界は、依然として市場規模の縮小が続く中、感染症拡大下における書店の営業休止・営業時間の短縮も重なり、改善・回復の兆しが見えない状況です。出版科学研究所によりますと、出版物の推定販売金額は、当連結会計年度も書籍、雑誌ともに前年を下回り、合計で前期比マイナス3.0%となりました。

このような状況の中、当社グループは、前期に引き続き新しい顧客層の開拓に挑戦し、顧客ニーズを満たすコンテンツ開発、返品減少対策を主要なテーマに活動を行いました。しかしながら、当社グループの中核事業である出版事業では、主力販売先である全国各書店のうち、首都圏を中心に多くの店舗が休業等の措置をとったことや一部通販サイトでの商品調達停止、大学の授業開始の遅れやオンライン化に伴う教材採用の予定変更、各種セミナーの開催が延期されたことに加え、製品製造原価及び商品仕入原価などの売上原価が増加したことなども影響し、業績を圧迫いたしました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高3,009百万円（前年同期比2.2%減）、営業利益5百万円（前年同期比91.6%減）、経常利益5百万円（前年同期比93.3%減）、親会社株主に帰属する当期純損失18百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益49百万円）となりました。

事業別の概況は次のとおりです。

(出版事業)

最初に、書籍について分野別にご報告いたします。

会計分野では、任意適用企業が増加し続けているIFRSに関して、わが国唯一の公式翻訳書『IFRS基準（注釈付き）2020』をはじめとして『詳解IFRSの基盤となる概念フレームワーク』など、関連書の開発を行ってきました。また、2021年4月開始年度から強制適用される収益認識基準が改正されたこと等に伴い、会計基準設定主体である財務会計基準機構・企業会計基準委員会による『詳解収益認識会計基準』のほか、『ケース&図解でわかる収益認識基準の基本と実務』や既刊の改訂版を投入いたしました。その他、新会計基準に関する書籍として『図解でスッキリ時価算定基準の会計入門』や、経営者目線で会計を捉えた『この取引でB/S・P/Lはどう動く？財務数値への影響がわかるケース

100』、改めて経理部門・人材の役割を考える『「経理」の本分』などが好評でした。また、良質な研究書として『危険とリスクの会計』『進化する生産管理会計』『森田哲彌学説の研究』なども刊行いたしました。

経営・経済分野では、『アクティビストの衝撃』『日本企業のタレントマネジメント』『図解 不動産ファイナンスのしくみ』『経済学・経営学のための英語論文の書き方』などが好評で、早々に増刷となりました。また、新しい大学テキストとして好評の「ベーシック＋(プラス)」シリーズは、『経営戦略』『経営組織』『ファイナンス』を刊行し、全22点のラインアップとなりました。全国の各大学へとテキスト採用が広がり、順調に版を重ねています。そのほかにも、データサイエンスやAI、FinTechといった新しい領域のテーマに積極的に取り組んでいるほか、アフターコロナ・ウィズコロナの時代に相応しいテーマや、大学講義のオンライン化に対応した教材開発などを視野に入れて企画開発を行っています。

税務分野では、改正内容をいち早くお届けする定番の『税務経理ハンドブック』に加え、法人税、所得税、相続税ごとの個別ハンドブックと重要計算ハンドブックシリーズが2年目となり、読者への認知度も高まりました。今期話題の消費税の軽減税率に関しては、度重なる延期を経てようやく導入されたこの機を逃さず、読者待望の体系書『消費税法講義録』を刊行するとともに、実務に欠かせない『軽減税率後 消費税申告書の書き方』を緊急出版いたしました。令和2年度税制改正は、連結納税制度を抜本的に見直して、「グループ通算制度」に移行させるという法人税分野の久しぶりの大改正が注目されましたが、これには『早わかり 連結納税制度の見直しQ&A』で対応いたしました。また、『ホームラン・ボールを拾って売ったら二回課税されるのか』は、新たな租税法の教科書として注目される一方、『「別表四と五」完全攻略本』は、法人税申告書の鉄板テーマの根強さを改めて証明する書籍となりました。

法律分野では、法改正や最新動向に対応した『令和2年改正 個人情報保護法Q&A』『ケースでわかる[実践型]職場のメンタルヘルス対応マニュアル』『テクノロジー法務』『自動運転・MaaSビジネスの法務』『暗号資産の法律』を、実務界で信頼の厚い労務の定番書として『同一労働同一賃金の基本と実務』『ハラスメント防止の基本と実務』『懲戒処分の基本と実務』を刊行し部数を伸ばしました。さらに、大学テキストとして、ビジネス法の基幹科目である「商事法講義」シリーズの『会社法』『商法総則・商行為』『支払決済法』の3点を同時刊行いたしました。

企業実務分野では、激変する経営環境に対応すべく『新株予約権等・種類株式の発行戦略と評価』を、CFO関連書籍として『CFOポリシー』『CFO最先端を行く経営管理』『中小ベンチャー企業CFOの教科書』を刊行し、『花王の経理パーソンになる』とともに部数を伸ばしました。また、現下の社会状況に対応して『新型コロナウイルス影響下の法務対応』『新型コロナウイルス影響下の人事労務対応Q&A』の2点を緊急出版するとともに、『1冊でわかる！ 経理のテレワーク』『デジタル戦略の教科書』などを相次いで投入し、ネット書店をはじめとして好評を得ました。

資格試験分野では、働き方改革等をフォローした『ビジネスマネジャー検定試験公式テキスト3rd edition』を3年振りに改訂したほか、各士業向けに『司法試験予備試験 Q&A50論文答案ってどう書くの?』『通勤時間で攻める! 弁理士スタートアップテキスト』『社労士試験 この勉強法がすごい!』『大原メソッド! 行政書士40字記述がラクラク書ける本』が部数を伸ばしました。

高水準の研究成果の書籍として、『退職給付に係る負債と企業行動』が日経・経済図書文化賞を、『新興国・開発途上国の会計』が国際会計研究学会学会賞を、『ヨーロッパの会計規則』がグローバル会計学会学会賞を、『老舗企業の存続メカニズム』が商工総合研究所中小企業研究奨励賞本賞・日本ベンチャー学会清成忠男賞・企業家研究フォーラム賞を、『日本企業の採用革新』が日本労務学会賞(学術賞)を、『株価の情報反映メカニズム』が証券経済学会賞を、『グローバル・ツーリズム』が観光学術学会教育・啓蒙著作賞をそれぞれ受賞するなど、多くの書籍が表彰されました。

生活実用分野では、終末ケアを受ける20人の肖像写真と直筆の手紙で綴る「生」の物語『「その日」の前に Right, before I die』、コンパクトに要点を解説したコンビニエンスストアのPB商品『図解 社会保障オールガイド<最新版>』『図解 介護のお金とサービス<最新版>』を刊行いたしました。また、毎年好評を博している愛犬家、愛猫家からの投稿を集めた日めくりカレンダーは、「犬めくり」「猫めくり」などに加え、新たに3点のカレンダーを投入いたしました。なかでも、新しい顧客獲得を目指す「DIYカレンダー」、人気刺繍作家の作品を収載した「図案付き刺繍カレンダー」は、期待の商品として市場からの注目を集めております。編集受託では、月刊誌の契約再開、季刊誌、隔週刊誌などの新規定期刊行物の受注もあり、売上を伸ばしました。

次に、雑誌についてご報告いたします。

「企業会計」は読者の知識欲を満たす企画づくりを行っておりますが、会計のみならず幅広いテーマで記事づくりを進めております。また査読コーナーを設置し、電子版の販売を実現いたしました。「税務弘報」は税務専門誌ですが、税務に携わる方々のニーズに応えるべく、国税庁ホームページでは提供されていない周辺領域まで話題を広げる一方、好評を博した9月号特集「税務調査之心得50」のような古くて新しい定番テーマを程よくアレンジして提供しております。「旬刊経理情報」は旬刊誌という比較的速報性の高い媒体の強みを活かし、特にコロナ禍における決算・開示や株主総会、テレワークなど多くの課題を拾い上げ、ホームページでの特別公開も含め、タイムリーに解説記事を提供しており、今後はガバナンス、ESG、DXなど、より経営企画的なニーズにも応えるべく活動してまいります。「ビジネス法務」は、ますます高まる法務のニーズを背景に、企業の法務部員や若手法律家向けに法令改正動向や法務知識を広く提供するとともに、電子化や新型コロナウイルス感染症による企業活動の変革を受けた新しい法務実務のあり方を積極的に発信し、読者を拡大しております。「会計人コース」は税理士・会計士・簿記検定受験者のための月刊誌で、2020年8月号(2020年7月3日発売)をもって休刊いたしました。現在、電子版の「会計人コースWeb」に移行しております。

その結果、当社グループの出版事業では売上高2,899百万円（前年同期比2.5%減）、営業損失19百万円（前年同期は営業利益48百万円）となりました。

（出版付帯事業）

当社グループの専門雑誌を中心とする広告宣伝の請負代理が主である出版付帯事業は、広告媒体が多様化し紙媒体への広告が大幅に減少する中で、いくつかの新規顧客を開拓いたしました。

その結果、売上高110百万円（前年同期比5.7%増）、営業利益25百万円（前年同期比15.6%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において特記すべき設備投資はありません。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達はありません。

（4）対処すべき課題

わが国の出版市場は、長期的な縮小傾向に歯止めがかかっておらず、また当社グループが属する社会科学分野の出版領域についても、近年大きな制度改革がないことや人口減少・高齢化など、引き続き厳しい環境が続くものと考えております。

また、度重なる自然災害や本年の新型コロナウイルス感染症の蔓延に見られるように、予測を超えた現象が容易に社会経済活動の変容をもたらすことが明らかとなり、平時の諸課題とともに、これら突発的な危機に対応することが求められております。

以上を踏まえ、このような環境下において、当社グループが持続的な成長を実現し、企業価値の最大化を図るために、以下の課題に取り組みます。

1. 読者ニーズを的確に捉えた企画立案とマーケティングの徹底。
2. 新たな視点をもって企画開発をしていくための人材の育成。
3. 既刊本の販売強化と高コスト化する出版流通への対応。

以上、当社グループがこれまで培ってきたブランドとノウハウを活かしつつ、これらの試みをさらに積極的に行い、「所有する価値のある専門書づくり」、「社会の変化に敏感に対応した本づくり」を1冊1冊丁寧に行いながら今後も対応してまいります。

株主の皆様には、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 80 期	第 81 期	第 82 期	第83期 (当連結会計年度)
	(2016年10月1日から 2017年9月30日まで)	(2017年10月1日から 2018年9月30日まで)	(2018年10月1日から 2019年9月30日まで)	(2019年10月1日から 2020年9月30日まで)
売 上 高 (千円)	3,211,443	3,167,811	3,077,359	3,009,588
経 常 利 益 (千円)	143,088	115,233	82,715	5,513
親会社株主に 帰属する 当期純利益 又は純損失(△) (千円)	74,834	71,875	49,587	△18,061
1株当たり 当期純利益 又は純損失(△) (円)	20.06	19.27	13.29	△4.84
純 資 産 (千円)	3,974,283	4,006,556	4,002,306	3,933,066
総 資 産 (千円)	5,207,500	5,129,894	5,121,343	5,105,471

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 80 期	第 81 期	第 82 期	第83期 (当事業年度)
	(2016年10月1日から 2017年9月30日まで)	(2017年10月1日から 2018年9月30日まで)	(2018年10月1日から 2019年9月30日まで)	(2019年10月1日から 2020年9月30日まで)
売 上 高 (千円)	566,492	587,897	580,586	575,785
経 常 利 益 (千円)	28,938	57,094	62,983	53,699
当期純利益 (千円)	10,123	62,234	59,200	52,956
1株当たり 当期純利益 (円)	2.46	15.14	14.40	12.88
純 資 産 (千円)	3,433,144	3,451,944	3,453,473	3,451,414
総 資 産 (千円)	3,840,650	3,882,417	3,898,587	3,923,147

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社中央経済社	100百万円	100.00%	書籍、雑誌の企画及び編集業務
株式会社中央経済グループパブリッシング	100百万円	100.00%	書籍、雑誌の制作及び販売業務
株式会社シーオーツー	50百万円	100.00%	雑誌、書籍及びムックの編集制作
株式会社プランニングセンター	20百万円	100.00%	広告宣伝の請負代理業
株式会社CKD	50百万円	100.00%	出版物の商品管理、不動産管理・賃貸業務

(7) 主要な事業内容

当社グループは、書籍及び雑誌の編集制作、出版、販売を行っております。

(8) 主要な営業所

(当社)

本社 東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2
(株式会社中央経済社)

本社 東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2
(株式会社中央経済グループパブリッシング)

本社 東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計 年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	46名	△1名	43.5歳	13.8年
女性	60	1	38.9	11.1
計又は平均	106	0	40.9	12.2

(10) 主要な借入先

重要な事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 7,890,000株
② 発行済株式の総数 4,110,583株
(自己株式287,881株を除く。)
③ 株主数 917名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率(注)
山本時男	476千株	11.60%
株式会社プランニングセンター	380	9.24
株式会社トリプルA	254	6.19
株式会社インターパブイーストアジア	251	6.11
Black Clover Limited	242	5.91
株式会社TOKIOコーポレーション	200	4.87
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	159	3.89
山本浩平	142	3.47
SMB C日興証券株式会社	111	2.71
株式会社鹿児島東インド会社	104	2.54

(注) 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	山本時男	最高顧問 株式会社CKD代表取締役社長 株式会社TOKIOコーポレーション代表取締役
代表取締役	山本 継	会長 株式会社中央経済社代表取締役社長 株式会社CKD取締役 株式会社トリプルA代表取締役社長
代表取締役	山本憲央	株式会社中央経済グループパブリッシング代表取締役社長 株式会社シーオーツー代表取締役社長 株式会社プランニングセンター代表取締役社長 株式会社インターパブイーストアジア代表取締役
取締役	松尾 武	
常勤監査役	山口昭男	株式会社中央経済社監査役 株式会社中央経済グループパブリッシング監査役
監査役	成澤和己	株式会社シーオーツー監査役 公益財団法人みずほ教育福祉財団監事 日本ハーデス株式会社社外取締役
監査役	中島 博	

- (注) 1. 取締役松尾武氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 2. 監査役山口昭男氏及び成澤和己氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 3. 取締役松尾武氏及び監査役山口昭男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役成澤和己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額としております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数 (名)	報酬等の額 (千円)
取 締 役	4	47,091
監 査 役	3	8,844
計	7	55,935
(うち社外役員)	(3)	(9,840)

- (注) 当社の役員報酬は、月例定額報酬としております。なお、その額の決定は、当社の事業規模、業績並びに各役員役位等を基に、株主総会において決議された役員報酬の報酬限度額の範囲内で、取締役会又は監査役会等にて決定することとしております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況

監査役山口昭男氏は、当社子会社の株式会社中央経済社の監査役を兼任しております。

監査役成澤和己氏は、当社子会社の株式会社中央経済グループパブリッシング及び株式会社シーオーツの監査役を兼任しております。また、同氏は公益財団法人みずほ教育福祉財団の監事及び日本ハーデス株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、同財団及び同社と当社の間には取引その他特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松尾 武	当事業年度開催の取締役会16回中16回すべてに、また総合役員会2回中2回すべてに出席し、出版の経営に携わった豊富な経験と高い見識により適宜適切な発言を積極的に行っております。
常勤監査役	山口昭男	当事業年度開催の取締役会16回中15回に、また総合役員会2回中2回すべてに出席し、長年の出版業界での経験と経営者としての高い見識に基づく独立した立場から、適宜適切な助言・発言を積極的に行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回中13回すべてに出席し、必要に応じて出席した取締役会以外の重要な会議の報告を行うとともに、会計監査人、内部監査室との報告会を適宜開くなど各監査役の連携を中心的に行っております。
監査役	成澤和己	当事業年度開催の取締役会16回中15回に、また総合役員会2回中2回すべてに出席し、会計の専門家としての立場から、適宜適切な助言・発言を積極的に行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回中13回すべてに出席し、取締役会以外の重要な会議に出席するほか、専門性の高い知識を有していることから、会計・内部統制を中心とした監査を行っております。

ニ. 当社子会社の社外役員報酬等の総額

4,672千円

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

26,000千円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の当事業年度監査計画（監査項目、監査予定時間等）の内容、前事業年度における職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠を、監査時間・配員計画・報酬単価・監査報酬の推移の精査を通じて吟味・検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、全社員の行動・判断基準とする経営理念「社是」を定めており、これによって取締役及び使用人の意思統一を図り、関係法令を遵守し社会に適合した行動を取るための指針とする。
 - ロ. 公益通報者保護規程を策定し、社内のほか、社外にも通報相談窓口を設けて実効あるものにする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、文書管理規程に基づき保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態で管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係るリスクについてリスク管理規程を策定し、同規程に従った管理体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が適切に行われることを確保するため、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとする。取締役会で決定した事項を社内で効率的に実行させるため、その他の会議体として各子会社の取締役による総合役員会のほか部長会、管理職会を設置する。
- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

社内規定に従い、子会社管理の所管部門の下、各担当者が子会社の管理を行う。子会社は、当社との連携を密にし、情報を共有しつつ、当社に準拠した内部統制システムを整備する。
- ⑥ 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は監査役と協議の上、監査役を補助する者を任命する。その場合、同使用人は、その職務の執行に関し、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するための取締役会等重要な会議に出席するほか、稟議書等の重要資料を閲覧することができる。
 - ロ. 監査役は、監査法人、内部統制担当者等との意見や情報の交換に努め、連携して監査の実効性を確保する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款への適合性及び効率性の確保

定例取締役会11回のほか臨時取締役会を5回開催するとともに、各子会社の取締役による総合役員会を2回開催し、定例報告確認事項のほか取締役会規程に定められた重要項目について確認・決定するとともに、取締役及び監査役の情報共有と当社グループの経営管理の充実に努めました。また、代表取締役会長が議長を務める部長会を原則毎月1回開催し、重要確認事項について報告を受けております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理

株主総会議事録、取締役会議事録、総合役員会議事録をはじめとする会議体の議事録及び事業運営上の重要事項に関する決裁書類などの取締役の職務の執行に必要な文書については、種類ごとに所定の方法により作成、保管をしております。また、これらの文書は、必要に応じて取締役及び監査役が常時閲覧できるように保管、管理しております。

③ 損失の危険の管理

当社グループの主要なリスクについては、取締役会及び代表取締役社長が議長を務める総合役員会において審議し、各社からリスク軽減に向けた対応策の報告を受け、確認しております。

④ 取締役及び使用人から監査役への報告

当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役に対して法定の報告のみならず、当社グループの業績等、当社グループの業務状況について、定期的あるいは当社監査役の要請に応じて報告を行っております。

⑤ 監査役の監査体制

監査役は、取締役会、総合役員会及びその他の重要な会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の事業運営上の重要事項に関する決裁書類等を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行いました。また監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室、当社グループの取締役及び監査役、各事業部門との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,650,822	流 動 負 債	808,066
現金及び預金	1,302,315	支払手形及び買掛金	456,857
金銭の信託	600,054	未払法人税等	22,975
受取手形及び売掛金	982,617	未払消費税等	35,083
有価証券	139,805	未払費用	25,459
商品及び製品	476,789	賞与引当金	44,035
仕掛品	77,309	返品調整引当金	74,623
原材料及び貯蔵品	1,575	その他の流動負債	149,032
短期貸付金	30,160		
その他の流動資産	41,234		
貸倒引当金	△ 1,038		
固 定 資 産	1,454,648	固 定 負 債	364,337
有形固定資産	1,073,696	退職給付に係る負債	347,072
建物及び構築物	84,661	その他の固定負債	17,264
車両運搬具	797		
土地	980,229		
その他の有形固定資産	8,007	負 債 合 計	1,172,404
無形固定資産	33,159	純 資 産 の 部	
借地権	22,200	株 主 資 本	3,903,743
ソフトウェア	6,966	資 本 金	383,273
その他の無形固定資産	3,992	資 本 剰 余 金	205,997
投資その他の資産	347,793	利 益 剰 余 金	3,614,184
投資有価証券	176,638	自 己 株 式	△ 299,711
長期貸付金	240	その他の包括利益累計額	29,322
繰延税金資産	103,186	その他有価証券評価差額金	29,322
事業保険積立金	49,689		
その他の投資等	18,037	純 資 産 合 計	3,933,066
資 産 合 計	5,105,471	負債・純資産合計	5,105,471

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,009,588
売上原価	2,078,467
売上総利益	931,121
返品調整引当金戻入額	10,476
差引売上総利益	941,597
販売費及び一般管理費	935,779
営業利益	5,817
営業外収益	11,304
受取利息	738
受取配当金	9,150
その他の営業外収益	1,416
営業外費用	11,607
投資有価証券評価損	10,092
為替差損	189
雑損失	1,325
経常利益	5,513
特別利益	49
固定資産売却益	49
特別損失	0
固定資産除却損	0
税金等調整前当期純利益	5,563
法人税、住民税及び事業税	32,690
法人税等調整額	△ 9,101
当期純損失	18,024
非支配株主に帰属する当期純利益	36
親会社株主に帰属する当期純損失	18,061

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	383,273	203,710	3,669,552	△ 299,711	3,956,824
当期変動額					
剰余金の配当			△ 37,305		△ 37,305
親会社株主に帰属する当期純損失			△ 18,061		△ 18,061
連結子会社株式の取得による持分の増減		2,286			2,286
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	2,286	△ 55,367	—	△ 53,080
当期末残高	383,273	205,997	3,614,184	△ 299,711	3,903,743

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	43,232	43,232	2,249	4,002,306
当期変動額				
剰余金の配当				△ 37,305
親会社株主に帰属する当期純損失				△ 18,061
連結子会社株式の取得による持分の増減				2,286
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 13,909	△ 13,909	△ 2,249	△ 16,159
当期変動額合計	△ 13,909	△ 13,909	△ 2,249	△ 69,240
当期末残高	29,322	29,322	—	3,933,066

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数……………5社

連結子会社の名称……………株式会社中央経済社

株式会社中央経済グループパブリッシング

株式会社プランニングセンター

株式会社CKD

株式会社シーオーツー

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………先入先出法による原価法

仕掛品……………個別法による原価法

原材料及び貯蔵品……………先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は建物及び構築物は15年～50年、車両運搬具及びその他は5年～15年であります。

無形固定資産……………定額法によっております。
ただし、ソフトウェアについては、自社利用のものは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、販売目的のものは見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい金額を計上する方法によっております。
商標権については、10年で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

返品調整引当金……………予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績を勘案した所要額を計上しております。

4. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社シーオーツの決算日は8月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(連結貸借対照表に関する注記事項)

有形固定資産の減価償却累計額

139,017千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記事項)

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

4,398,464株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年 12月19日 定時株主総会	普通株式	37,305千円	10円	2019年 9月30日	2019年 12月20日

(注) 配当金の総額は連結子会社が所有する自己株式(当社株式)にかかる配当金を控除しております。

なお、控除前の金額は41,105千円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議 予定日	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2020年 12月18日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	29,844 千円	8円	2020年 9月30日	2020年 12月21日

(注) 配当金の総額は連結子会社が所有する自己株式(当社株式)にかかる配当金を控除しております。

なお、控除前の金額は32,884千円であります。

(金融商品に関する注記事項)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を一定水準以上に維持する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

	連結貸借 対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,302,315	1,302,315	—
(2) 金銭の信託	600,054	600,054	—
(3) 受取手形及び売掛金	982,617	982,617	—
(4) 有価証券及び投資有 価証券			
その他有価証券	233,566	233,566	—
資産計	3,118,554	3,118,554	—
支払手形及び買掛金	456,857	456,857	—
負債計	456,857	456,857	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 金銭の信託並びに(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、外貨建MMFは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券のうち、非上場株式（連結貸借対照表計上額82,877千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記事項)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記事項)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,054円28銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 4円84銭 |

(重要な後発事象に関する注記事項)

特記すべき事項はございません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月13日

株式会社中央経済社ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 植 村 文 雄 ㊞

公認会計士 佐 藤 重 義 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中央経済社ホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中央経済社ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,963,830	流 動 負 債	124,356
現金及び預金	687,691	支払手形	12,573
金銭の信託	600,054	未払金	27,900
有価証券	139,805	未払費用	18,976
前払費用	713	未払法人税等	3,626
未収入金	416,138	未払消費税等	10,607
短期貸付金	92,160	預り金	5,744
未収還付法人税等	8,133	賞与引当金	43,678
その他の流動資産	19,204	その他の流動負債	1,250
貸倒引当金	△ 72		
固 定 資 産	1,959,316	固 定 負 債	347,376
有形固定資産	808,752	退職給付引当金	347,072
建物	67,853	その他の固定負債	303
車両運搬具	797		
工具、器具及び備品	4,506	負 債 合 計	471,732
土地	734,859		
建設仮勘定	735	純 資 産 の 部	
無形固定資産	26,103	株 主 資 本	3,422,091
借地権	22,200	資本金	383,273
商標権	2,685	資本剰余金	203,710
ソフトウェア	164	資本準備金	203,710
その他の無形固定資産	1,053	利益剰余金	2,940,681
投資その他の資産	1,124,460	利益準備金	32,427
投資有価証券	176,638	その他利益剰余金	2,908,254
関係会社株式	678,341	別途積立金	2,300,000
長期貸付金	130,240	繰越利益剰余金	608,254
繰延税金資産	101,021	自 己 株 式	△ 105,573
事業保険積立金	30,189	評価・換算差額等	29,322
その他の投資等	8,030	その他有価証券評価差額金	29,322
資 産 合 計	3,923,147	純 資 産 合 計	3,451,414
		負債・純資産合計	3,923,147

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	575,785
売上原価	71,895
売上総利益	503,890
販売費及び一般管理費	450,196
営業利益	53,693
営業外収益	10,288
受取利息	312
受取配当金	9,150
雑収入	825
営業外費用	10,282
投資有価証券評価損	10,092
為替差損	190
経常利益	53,699
特別利益	49
固定資産売却益	49
特別損失	0
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	53,749
法人税、住民税及び事業税	8,334
法人税等調整額	△ 7,541
当期純利益	52,956

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	383,273	203,710	203,710
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	383,273	203,710	203,710

	株 主 資 本			
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
別途積立金		繰越利益剰余金		
当期首残高	32,427	2,300,000	596,403	2,928,830
当期変動額				
剰余金の配当			△ 41,105	△ 41,105
当期純利益			52,956	52,956
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	11,850	11,850
当期末残高	32,427	2,300,000	608,254	2,940,681

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 105,573	3,410,241	43,232	43,232	3,453,473
当期変動額					
剰余金の配当		△ 41,105			△ 41,105
当期純利益		52,956			52,956
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△ 13,909	△ 13,909	△ 13,909
当期変動額合計	—	11,850	△ 13,909	△ 13,909	△ 2,059
当期末残高	△ 105,573	3,422,091	29,322	29,322	3,451,414

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……………定率法によっております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
主な耐用年数は建物は15年～50年、車両運搬具、工具、器具及び備品は5年～15年であります。
 - 無形固定資産……………定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
商標権については、10年で償却しております。
3. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要事項
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記事項)

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 504,976千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 10,301千円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 130,000千円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 303千円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 72,659千円 |

(損益計算書に関する注記事項)

関係会社との取引高	
売 上 高	565,767千円
売 上 原 価	20,110千円
販売費及び一般管理費	13,134千円
営業取引以外の取引高	3,800千円

(株主資本等変動計算書に関する注記事項)

当事業年度末日における自己株式の数	287,881株
-------------------	----------

(税効果会計に関する注記事項)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金	1,759	千円
退職給付引当金	106,273	千円
有価証券評価損	21,061	千円
その他	5,559	千円
繰延税金資産小計	134,653	千円
評価性引当額	△22,423	千円
繰延税金資産合計	112,230	千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△11,209	千円
繰延税金負債合計	△11,209	千円
繰延税金資産の純額	101,021	千円

(関連当事者との取引に関する注記事項)

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
子会社	㈱中央経済グループパブリッシング	所有直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	情報提供料の受取(注1)	278,250	未収入金	65,175
				資金の貸付(注2)		短期貸付金	40,000
						長期貸付金	100,000
子会社	㈱中央経済社	所有直接 100%	役員の兼任	情報提供料の受取(注1)	92,750	未収入金	10,725
子会社	㈱CKD	所有直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の返済	10,000	短期貸付金	50,000
						長期貸付金	30,000

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注1) 情報提供料の受取については、双方協議の上、業務内容を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記事項)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 839円64銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 12円88銭 |

(重要な後発事象に関する注記事項)

特記すべき事項はございません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月13日

株式会社中央経済社ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 植 村 文 雄 ㊞

公認会計士 佐 藤 重 義 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中央経済社ホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、株式会社中央経済社ホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月17日

株式会社中央経済社ホールディングス 監査役会

常勤社外監査役 山口 昭 男 ㊟

社外監査役 成澤 和 己 ㊟

監査役 中島 博 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、今後の事業展開の観点と株主の皆様への安定配当継続維持等を勘案し、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

【期末配当に関する事項】

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額32,884,664円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年12月21日

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となります。今般、EY新日本有限責任監査法人より、監査法人をめぐる環境が厳しい中、監査工数が顕著に増加する傾向にあるとして、翌事業年度の監査業務を辞退したい旨の申出がありました。

これを受け、監査役会は、会計監査人選定基準に基づき、当社の規模に適した監査対応と監査費用の相当性を考慮し検討してまいりました。その結果、虎ノ門有限責任監査法人が当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、経済性、監査品質の確保、監査計画及び監査体制の適切性を有し、会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を整えており、監査費用についての相当性も有すると判断いたしました。

監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人として、虎ノ門有限責任監査法人の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	虎ノ門有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門1-1-28 東洋プロパティ虎ノ門ビル9階
概要	資本金 20,000,000円 構成人員 公認会計士 13名 その他 26名 合計 39名 被監査クライアント数 18社
沿革	2008年9月25日 虎ノ門監査法人設立 2008年10月16日 虎ノ門有限責任監査法人として金融庁に登録

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2
中央経済社ビル 6階 講堂

☎03—3293—3371



- 交 通・地下鉄(都営新宿線、都営三田線、東京メトロ半蔵門線)
神保町駅下車A-7番口より徒歩2分
・JR御茶ノ水駅、JR水道橋駅下車徒歩10分

なお、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での
ご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。